2　内国法人が前項第二号ロに掲げる規定による届出をしていた場合又は同項第三号イ若しくはロに掲げる規定による指定、承認若しくは認定を受けていた場合には、当該内国法人の当該届出の日以後に終了する連結事業年度又は当該指定、承認若しくは認定の効力が生ずる日以後に終了する連結事業年度においては、当該届出は当該内国法人に係る連結親法人が当該内国法人についてしていたものと、当該指定、承認又は認定は当該内国法人に係る連結親法人が当該内国法人について受けていたものと、それぞれみなす。

3　連結親法人が連結法人について第一項第二号ロに掲げる規定による届出をしていた場合又は同項第三号イ若しくはロに掲げる規定による指定、承認若しくは認定を受けていた場合には、当該内国法人の当該届出の日以後に終了する事業年度又は当該指定、承認若しくは認定の効力が生ずる日以後に終了する事業年度においては、当該届出は当該内国法人がしていたものと、当該指定、承認又は認定は当該内国法人が受けていたものと、それぞれみなす。

4　第一項第二号の規定の適用がある場合における同号に規定する書類の記載事項その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百五十五条の七の二中「（法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別益金額をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第百五十五条の十三第二項第七号の次に次の二号を加える。

七の二　租税特別措置法第六十八条の六十三の二第一項及び第四項（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例）

七の三　租税特別措置法第六十八条の六十三の三第一項及び第四項（連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例）

第百五十五条の十九第一項中「欠損金額の生じた事業年度」の下に「に対応する期間を連結事業年度とみなした場合の当該連結事業年度」を加え、「連結親法人対応事業年度（当該特定連結子法人の」を削り、「又は連結欠損金個別帰属額（」を「若しくは連結欠損金個別帰属額（」に、「）の生じた事業年度又は」を「）の生じた事業年度若しくは」に、「。第一号において同じ。）」を「。以下この項において同じ。）開始の日の属する当該連結親法人の連結事業年度（当該連結親法人の最初連結事業年度（法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する最初連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）前の期間にあつては連結親法人対応事業年度（当該特定連結子法人の当該事業年度又は旧連結事業年度」に改め、「又は特定連結子法人」を削り、「における当該連結事業年度とし、同条第二項第二号」を「の当該連結事業年度とし、当該特定連結子法人の最初連結事業年度開始の日の属する当該連結親法人の連結事業年度開始の日以後に開始した当該特定連結子法人の事業年度又は旧連結事業年度において生じた当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額にあつては当該連結事業年度の前連結事業年度とする。）とし、法第八十一条の九第二項第二号」に改め、「（法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する最初連結事業年度をいう。第三項及び第十二項において同じ。）」を削り、「連結親法人対応事業年度（当該被合併法人等」を「合併等連結親法人対応事業年度（当該被合併法人等」に、「法第八十一条の九第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第七項第二号イ中「法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日以前に、」を削り、同号ロ中「法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日以前に、」を削り、「に同号」を「に法第八十一条の九第二項第二号」に改め、同号ハ中「法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日以前に、」を削る。

第百五十五条の二十第二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「、「第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日」とあるのは「第八十一条の九第五項第三号に規定する適格組織再編成等の日」と」を削り、同条第九項中「第三号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「同条第五項第三号」に、「又は連結子法人」を「若しくは連結子法人又は同項第四号の連結法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第八十一条の九第五項第四号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する適用連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）において個別損金額を計算する場合の法第五十九条第一項から第三項まで（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用に係る連結法人の第一号に掲げる金額（以下この項において「損金算入額」という。）が第二号に掲げる連結欠損金個別帰属額（以下この項において「未使用連結欠損金個別帰属額」という。）のうち最も古い連結事業年度において生じたものから順次成るものとした場合に当該損金算入額に相当する金額を構成するものとされた未使用連結欠損金個別帰属額があることとなる連結事業年度ごとに当該連結事業年度の未使用連結欠損金個別帰属額のうち当該損金算入額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額とする。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該適用連結事業年度において個別損金額を計算する場合の法第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合（法第八十一条の三第一項（法第五十九条第一項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額が第百十六条の三第一号（会社更生等の場合の欠損金額の範囲）に掲げる金額から法第八十一条の九第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる連結欠損金額（以下この項において「適用連結欠損金額」という。）に係る当該連結法人の連結欠損金個別帰属額を控除した金額を超える場合のその超える部分の金額

ロ　当該適用連結事業年度において個別損金額を計算する場合の法第五十九条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。ロにおいて同じ。）の規定の適用を受ける場合（法第八十一条の三第一項（法第五十九条第二項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額が第百十七条の二第一号（民事再生等の場合の欠損金額の範囲）に掲げる金額から適用連結欠損金額に係る当該連結法人の連結欠損金個別帰属額を控除した金額を超える場合のその超える部分の金額

ハ　当該適用連結事業年度において個別損金額を計算する場合の法第五十九条第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合（ロに掲げる場合を除く。）（法第八十一条の三第一項（法第五十九条第二項又は第三項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

二　適用連結欠損金額に係る当該連結法人の連結欠損金個別帰属額（前号ハに掲げる場合にあつては、法第八十一条の九第一項の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を除く。）

第百五十五条の二十一第二項中「以後の同項」を「以後（第六号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、法第五十九条第二項（会社更生等における債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定により個別損金額を計算する場合には、当該各連結事業年度後）の前項」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

六　法第八十一条の三第一項（法第五十九条の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結法人の法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものに相当する金額、同条第二項に規定する政令で定めるものに相当する金額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額が当該欠損連結事業年度後の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された場合　当該欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額に係る法第八十一条の九第五項第四号に定める金額

第百五十五条の二十一第五項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五　第二項第六号に掲げる場合　同号に定める金額のうち当該欠損連結事業年度において生じた特定連結欠損金個別帰属額に達するまでの金額